

○山梨県警察K A I システム掲示板等利用要領

〔 令和 4 年 1 2 月 1 日 〕
〔 例規甲（情管シ）第 5 0 号 〕

第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察K A I システム運用管理要領（令和 4 年 1 2 月 1 日付け、例規甲（情管シ）第 4 8 号）第 1 3 の規定に基づき、K A I システムで運用管理する掲示板等（掲示板、回覧板、スケジュール、全体スケジュール、施設予約、行き先案内板、伝言メモ、T o D o / 依頼、人員構成図、個人検索、W e b リンク機能をいう。以下同じ。）の機能の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成 1 3 年山梨県警察本部訓令第 1 5 号）及び山梨県警察K A I システム運用管理要領に定めるところによる。

第 3 機能

山梨県警察グループウェアシステムの機能及び内容は、次のとおりとする。

1 掲示板

K A I システム利用者全員に対して周知したい情報を即時に掲示できる機能をいう。

2 回覧板

指定したK A I システム利用者に情報を回覧する機能及びアンケートを実施し、集計するための機能をいう。

3 スケジュール

K A I システム利用者の行事予定を登録するための機能をいう。

4 全体スケジュール

警察本部長及び部室長並びに各所属の行事予定を登録して情報を共有するための機能をいう。

5 施設予約

共同で利用する施設や備品などの利用予約を管理するための機能をいう。

6 行き先案内板

K A I システム利用者の在席、離席状況を登録して表示するための機能をいう。

7 伝言メモ

K A I システム利用者が、不在の場合に伝言を送信する機能をいう。

8 T o D o / 依頼

K A I システム利用者が実施すべき業務内容や期限を登録し、他の職員と情報共有するための機能をいう。

9 人員構成図

K A I システム利用者の部署名、職名、庁外メールアドレス等の情報を表示する機能をいう。

10 個人検索

K A I システム利用者の氏名から部署名、職名、庁外メールアドレス等の情報を表示する機能をいう。

11 Webリンク

ファイルサーバの各所属フォルダ、本部報告フォルダを別画面で表示する機能をいう。

第4 管理体制

- 1 掲示板等に掲載する文書、情報（以下「文書等」という。）を所管する運用管理者は、当該掲示板等に関する利用を総括するものとする。
- 2 掲示板等のカテゴリ等を開設した運用管理者は、当該掲示板等の利用に関する事務を行う担当者を指定し、必要な事務を行わせるものとする。

第5 掲示板等に係る利用

1 閲覧範囲

掲示板等を閲覧できる者の範囲は、掲示板等を開設（カテゴリの開設を含む。）した利用管理者又は運用管理者が定めるものとする。

2 利用基準

- (1) K A I システム利用者は、掲示板等の目的に合致した内容を掲載しなければならない。
- (2) K A I システム利用者は、掲載するファイルが不正プログラムに感染していないことを確認しなければならない。
- (3) K A I システム利用者は、掲示板等へプログラム等の実行形式のファイルを掲載してはならない。ただし、システム総括責任者が認めた場合はこの限りでない。
- (4) K A I システム利用者は、画像データ及び動画データの画質を必要最低限とするなどの手段により、掲載する文書等のデータの容量を小さくするよう努めなければならない。また、多数の利用者による閲覧が予想される場合、通信回線の負荷を考慮し、掲載する文書等のデータの分割等の手段により、極端なアクセス集中の回避に努めなければならない。
- (5) K A I システム利用者は、掲示板等のカテゴリ等を開設した運用管理者の指示に従わなければならない。
- (6) 掲示板等のカテゴリ等を開設した運用管理者は、掲示板等に掲載された文書等の整理を行わなければならない。また、(1) 又は (3) を満たさない文書等を発見したときは、当該文書等を掲載した者に文書等の削除を求めなければならない。

い。

- (7) 掲示板等のカテゴリ等を開設した運用管理者は、掲示板等の利用状況を把握し、利用頻度が少ない場合は、利用状況の改善や当該掲示板等の廃止を検討しなければならない。
- (8) 掲示板等のカテゴリ等を開設した運用管理者は、システム総括責任者の指示に従わなければならない。
- (9) システム総括責任者は、掲示板等に掲載された文書等の総量がK A Iシステムの運用上支障を及ぼすおそれがあるときは、掲示板等のカテゴリ等を開設した運用管理者に、掲載した文書等の整理を求めるものとする。

第6 掲示板のカテゴリの開設等の手続

1 開設の条件

掲示板の全カテゴリの直下にカテゴリを開設する必要がある場合は、原則として、次に掲げる条件を全て満たすときに開設できるものとする。

- (1) K A Iシステム利用者間において情報を共有する必要があるとき。
- (2) 既に開設された掲示板では、その目的を達することができないとき。
- (3) 掲示板以外のK A Iシステムの機能では、その目的を達することができないとき。

2 開設等の手続

掲示板の全カテゴリの直下にカテゴリを開設、変更及び廃止（以下「開設等」という。）する場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 運用管理者は開設等を行う場合には、開設等申請書（別記様式）により、利用管理者に申請するものとする。
- (2) 利用管理者は、申請内容の審査結果を（1）の運用管理者に通知するとともに、審査内容が不許可の場合を除き、開設等のシステム設定を行うものとする。

第7 スケジュールの管理

- 1 警察本部長のスケジュールは、総務室調査官、総務課秘書担当及び総務課庶務担当が情報を登録できるものとする。
- 2 部室長のスケジュールは、当該部室の次席が情報を登録できるものとする。

別記様式

警務部情報管理課長 殿
(利用管理者)

発 第 号
年 月 日
所 属 長
(運 用 管 理 者)
保存期間 1 年

開設等申請書

- 1 申請区分
 開設
 変更 (利用者設定の変更を含む。)
 廃止
- 2 機能別
 掲示板
- 3 対象の掲示板等の名称
- 4 申請理由
- 5 利用者等の範囲 (変更がない場合又は廃止の場合は記入の必要はない。)
別添のとおり
- 6 開設、変更又は廃止希望期日
年 月 日
- 7 運用管理補助者
役職：
氏名：
警電：